

名古屋市上下水道局管理規程第4号

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月4日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第3条第1号中「が1名以上専属」を「を選任」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、同一事業者の愛知県内における他の事業所について兼任することを妨げない。

第1号様式中「専属」を「選任」に改める。

第3号様式を次のように改める。

責任技術者名簿

申請者(氏名又は名称)

年 月 日現在

フリガナ 責任技術者の氏名	住所	登録番号	兼務状況
.....	〒		<input type="checkbox"/>
.....	〒		<input type="checkbox"/>
.....	〒		<input type="checkbox"/>
.....	〒		<input type="checkbox"/>
.....	〒		<input type="checkbox"/>
.....	〒		<input type="checkbox"/>
.....	〒		<input type="checkbox"/>

- 注 1 責任技術者は、事業所ごとに1名以上選任している必要があります。
- 2 選任する責任技術者が、愛知県内の事業所について兼任している場合は、「兼務状況」の□の中に \surd 印をつけてください。
- 責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ県内の事業所での兼任に限ります。別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の事業所との兼任は認められません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規程による改正後の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。